

結婚新生活支援金で新婚世帯を応援！

－新生活の経済的負担を軽減し、若年層の結婚を後押しします－

燕市では、結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、最大60万円を交付する「結婚新生活支援金」の受付を8月1日から開始します。

対象期間内に婚姻された市内の新婚世帯を対象に、新生活をスタートするうえで必要となる住居および引っ越しに係る費用等を支援することで、結婚に必要な経費の負担を軽減し、希望する年齢での結婚が叶えられるよう後押ししていきます。

【燕市結婚新生活支援金の概要】

1. 対象世帯要件：以下のいずれにも該当する世帯

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ・婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下であること
- ・申請日に燕市に住所を有する年間世帯所得500万円以下の世帯



2. 補助対象経費：婚姻を機に支払う以下の経費

- ・住居取得等に係る経費：住宅の取得費、増改築等リフォーム費
 - ・住居賃借費用(※)：住宅の賃料、敷金、礼金、仲介手数料
 - ・引越費用：引越のために支払った運送費や作業費
- ※住宅手当の金額を控除した額が対象

3. 補助上限額：

婚姻日時点で夫婦ともに29歳以下の場合60万円、30歳以上の場合30万円

4. 受付期間：8月1日（火）から令和6年3月31日（予算額に達し次第終了）

5. 受付窓口：地域振興課交流推進係（燕市役所3階13番窓口）

「子育てするなら燕市で」



フケ
には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
企画財政部 地域振興課：樋山、今井
電話：0256-77-8364（直通）